

行田市余裕期間設定工事の試行について（お知らせ）

令和7年度から発注予定の一部工事を対象に、円滑な工事施工体制の確保を目的として、技術者の配置に係る余裕期間を試行します。本制度の該当となる工事は、入札公告及び特記仕様書に余裕期間制度設定の対象であることが記載されます。

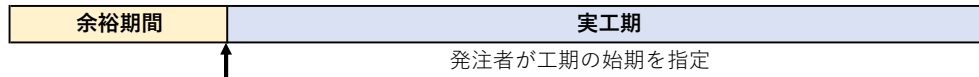
1 余裕期間について

余裕期間とは、契約日から工事開始日の前日までを指し、工事の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や現場に搬入しない資機材等の準備等を行うことができる期間です。

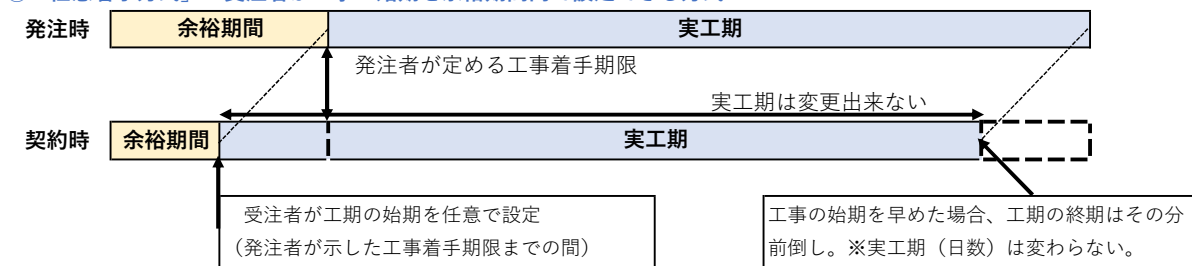
行田市においては、「発注者指定方式」、「任意着手方式」及び「フレックス方式」を採用します。

■余裕期間制度

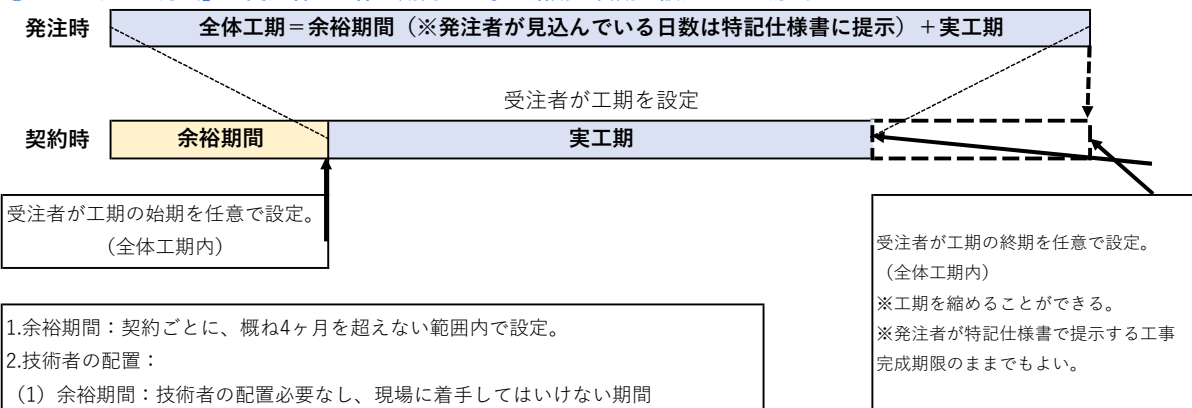
①「発注者指定方式」：発注者が余裕期間と工期の始期をあらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」：受注者が工事の始期を余裕期間内で設定できる方式



③「フレックス方式」：受注者が全体工期内で工事の始期と終期を設定できる方式



1. 余裕期間：契約ごとに、概ね4ヶ月を超えない範囲内で設定。
2. 技術者の配置：
 - (1) 余裕期間：技術者の配置必要なし、現場に着手してはいけない期間（資機材の準備は可、現場搬入不可）
 - (2) 実工期：技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

2 前払金について

対象工事に係る前払金は、工事開始日以降に請求できます。

3 監理技術者等の配置及び現場代理人の常駐について

余裕期間内は、現場代理人や主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐の配置は不要です。

4 余裕期間内における工事準備等

(1) 余裕期間内は、労働者の確保、現場に搬入しない資機材等の準備、関係者との協議などを行うことができますが、資機材の搬入や仮設物の配置など工事着手と判断される準備等を禁止します。

なお、余裕期間内に行う準備は原則として受注者の責に行うこととなります。

(2) 工事開始日において、上記3の技術者及び現場代理人を配置できないときは、建設業法等に違反し契約を解除することがあるのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

行田市総務部契約検査課
TEL：048-556-1111（内線224）
E-mail:keiyaku@city.gyoda.lg.jp